

香川県立農業経営高等学校 「いじめ防止基本方針」

I 「基本方針」策定の目的、「いじめ」の定義

1 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法に基づき、香川県立農業経営高等学校における「いじめ防止基本方針」について必要な事項を定めることにより、いじめの防止を総合的かつ効果的に図ることを目的とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

II 基本方針・いじめ防止対策委員会・年間計画

1 基本方針

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体（普通教育・農業教育・寮教育）を通じて指導する。
- (2) 「いじめはどの生徒にも起こり得る」問題であることを教員は十分認識して指導に当たる。
- (3) いじめを許さない学校づくり、ホームルームづくりを推進する。
- (4) 保護者や関係機関との連携を図る。また、心理や福祉等に関する専門家であるSCやSSWの活用により、支援体制を充実する。
- (5) いじめを行った生徒に対しては、懲戒処分等の措置や警察への通報も含め、毅然とした指導を行うものとする。
- (6) いじめを受けた生徒並びに情報提供者は、学校が徹底して守り通す姿勢を日頃から示しておく。

2 いじめ防止等対策委員会

上記の基本方針を実効的に推進し、いじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめ防止等対策委員会を設置する。なお、委員会は校長を委員長とし、委員は次のとおりとする。

委員長	校長
委員	教頭（管理・指導） 舎監長 生徒指導主事 人権・同和教育主任 教育相談・支援部長 農場長 学年主任 学科主任 養護教諭 養護助教諭 SC SSW 生徒指導係

※いじめ発生時には、いじめ防止等対策委員会を必要に応じて開催する。

※全教職員がいじめ問題への取組について、年1回以上点検を行う。

※現職教育は、年2回以上行う。

Ⅲ いじめ問題への対応

1 いじめの未然防止について

いじめの未然防止を図るため、特に下記の事柄に留意し、年間計画に基づき全ての教育活動を通して、生徒の健全な成長に努める。

- (1) 「当たり前」のことが「当たり前」にできる」生徒の育成を行うとともに進路指導を充実させる。
- (2) 豊かな情操と心の通う人間関係を構築する能力を育むホームルーム活動や学校行事、寮行事を実施する。
- (3) 自主性と協調性、規範意識等を育む部活動に努める。
- (4) インターネット上での誹謗中傷等がないように、情報モラルに関する指導を行う。
- (5) 配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

2 いじめの早期発見について

いじめを早期発見するために、下記の取組を行う。

- (1) アンケート（被害調査）を学期ごとに行う。
- (2) 個人面談を1学期中に1回行い、それ以降は必要に応じて行う。
- (3) 教員やSC、SSWに相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (4) いじめを発見したら、傍観者にならず、すぐに教職員等に知らせるような環境づくりに努める。
- (5) ささいな兆候であっても、「いじめではないか」との疑いを持って、生徒が示す変化を見逃さないようにし、積極的にいじめを認知するように努める。

3 いじめの早期対応について

いじめの早期解決のため、特に下記の事柄に留意し、適切な対応を行う。

- (1) いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (2) 一人の教員が抱え込むことなく、チームとして関係職員で情報共有や組織的な対応を行う。
- (3) 速やかに保護者に報告し、保護者とともに問題・課題解決に向けて対応する。
- (4) 事案の内容によって、教育委員会や警察、その他関係機関と連携して適切に対応する。
- (5) いじめ発見時のフローチャート（別紙1）、重大事態発生時のフローチャート（別紙2）により適切に対応する。

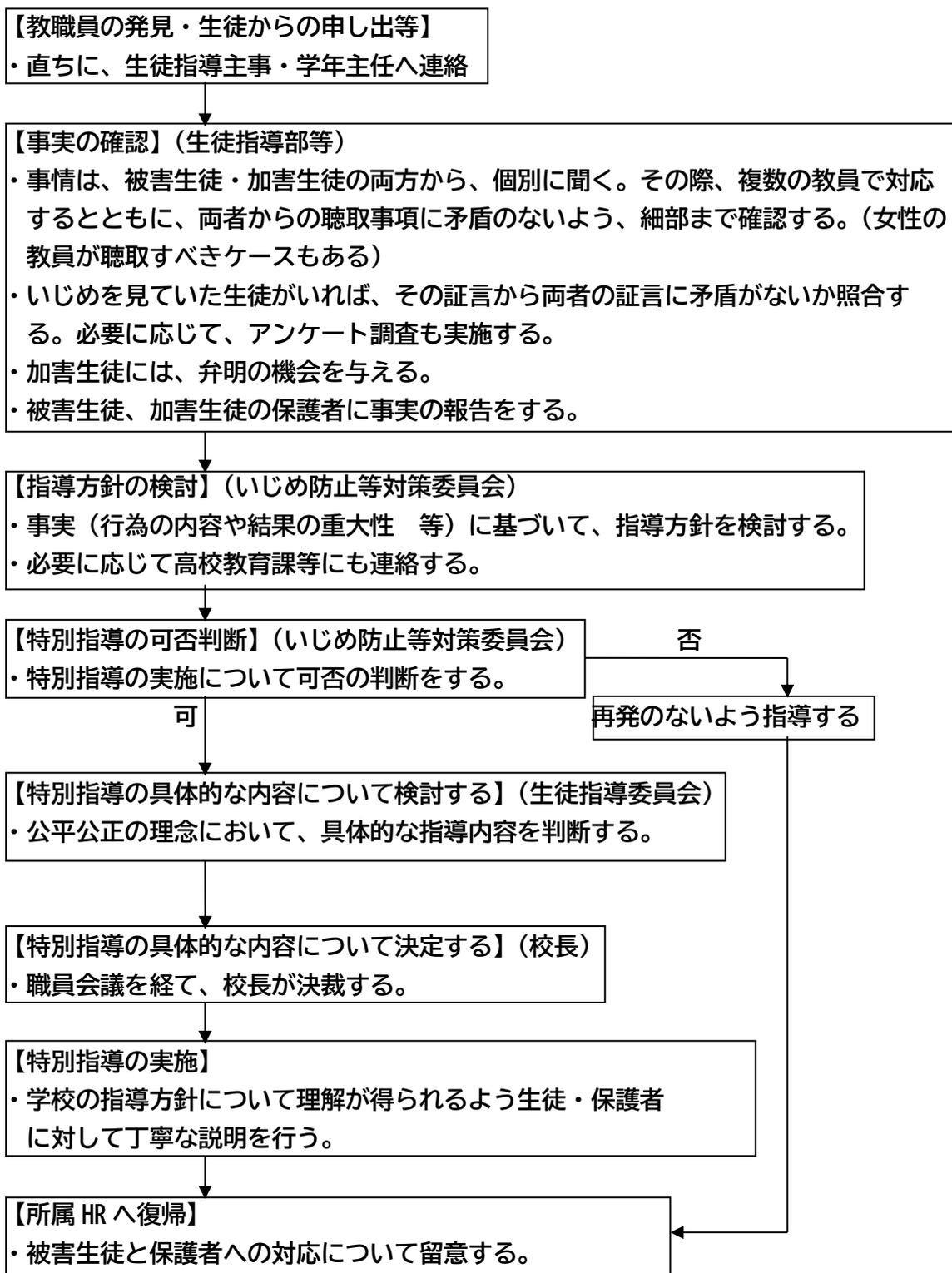
4 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）」「②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

5 いじめの再発防止について

いじめの再発を防止するため、いじめ防止等対策委員会が適切な措置を講ずる。

いじめ発見時の対応（フローチャート）



○事後の対応

（高校教育課へ報告。事実について文書化し記録する。）

重大事態への対応（フローチャート）

次に挙げる場合には、重大事態として対処する。

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

